

富山地方最低賃金審議会

第1回 富山県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和2年 7月27日(月) 午前11時00分～午前12時00分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部会長及び部会長代理の選出について 2. 富山県最低賃金専門部会運営規程について 3. 富山県最低賃金審議運営事項について 4. 専門部会の審議日程について 5. 参考人の意見聴取について 6. 地域別最低賃金額改定の目安について(補足) 7. 労働経済等関係指標について(補足) 8. 最低賃金に関する基礎調査結果について(補足) 9. 生活保護関係資料について 10. 労使各側の基本的主張について 11. 金額等審議 		
議事要旨・議事録	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部会長に小股委員、同代理に長尾委員を選出した。 2. 富山県最低賃金専門部会運営規程を原案のとおり決定した。 3. 第2回本審で決定した富山県最低賃金審議運営事項について確認した。 4. 審議日程は、原案どおり決定された。 5. 参考人の意見聴取については、意見書の提出を行わないことと決定した。 6. 地域別最低賃金額改正の目安の答申内容は第3回本審で説明済みであることから、補足として事務局より中賃目安小委員会配布資料の令和2年改定調査結果の説明がなされた。 7. 労働経済等関係指標は、第3回本審で説明済みであることから、事務局から春闘妥結状況について補足説明がなされた。 8. 事務局から富山県における生活保護費と最低賃金の比較等について説明がなされた。 9. 労使の基本的主張がなされた。 <ol style="list-style-type: none"> (1)労働者側の主張 <ol style="list-style-type: none"> ① 中賃から「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」との目安答申が示されたが、「地域の経済・雇用の状況を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ」と示されたこともふまえて適切な審議を行うということであると受け止めており、全国一律に「引上額0円」でないことに留意すべきである。 ② コロナ禍で打撃を受けている日本経済を内需拡大により回復させるためには、最賃の引上げは極めて重要である。 ③ 取引適正化と強靱化・高度化を通じた生産性の向上を図り、中小企業・小規模事業者が継続的に賃金を引き上げることのできる環境整備が重要である。 (2)使用者側の主張 <ol style="list-style-type: none"> ① コロナ禍によって日本経済はマイナスの影響が大きい状況であることは各種統計の数値からも明らかである。 ② コロナ禍により影響を受けている企業への対応として、雇用の確保・事業の継続を目的に雇用調整助成金、持続化給付金といった金銭的支援策が実施されており、このような状況で最賃を引き上げることについては慎重に考慮すべきである。 ③ コロナ禍の渦中であり中小企業が影響を受けている今年度は、最賃法第9条に規定されている最賃決定三要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」を最も重要視すべきである。 ④ 安倍首相が、最賃に関して、「より早期に全国加重平均1,000円になることを目指す」という閣議決定は堅持するが、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守り抜くことが最優先課題である」と示されたが、この首相の意向に賛成する。本専門部会でも雇用最優先の方針で審議すべきである。 10. 公益委員を中心に労使の意見の調整に努めたが、結論が得られなかったことから、令和2年7月29日に第2回専門部会を開催し、引き続き審議することとなった。 		